

# 内容物調査の概要

～ 分別の啓発・指導手順 ～

**不適正排出**（有料袋で出していない、分別ができていない、事業系ごみの排出等）

分別の間違い  
有料袋の不使用  
排出日の間違い など

著しく不適正な排出  
例)・カン、ビン、紙類などが混在  
・明らかに事業系ごみが排出  
・放置することで衛生上や安全上に問題が生じる場合 など

**ダメシールの貼付**

排出者が回収

**改善**

貼付しても改善されず、常態化している場合

一過性  
観光ごみ  
明らかに内容物調査しても特定が困難な場合

**一定期間放置後、回収**

衛生上の問題や、新たな不法投棄を呼び込んでしまうため

排出者が特定できなかった場合

排出者が特定できた場合  
(事業者)

排出者が特定できた場合  
(市民)

**その他の啓発・指導方法**

従来どおりクリーンステーション周辺のチラシの各戸配布、回覧板、クリーンステーションの掲示、巡回や立ち番による直接指導などを実施し、不適正排出の防止を図る。

事業者への指導、勧告、公表、命令、受入拒否

**個別指導**

- ① 表札等で間違いが無いか確認
- ② ごみの分別の件で訪問している旨を説明
- ③ 本人又はごみ出しを实际している家族の方と直接話す。(子供等しかいない場合は、再度訪問します。)
- ④ 本人や家族が確認できた場合、写真を提示(場合によっては現物を提示)

※ 個人情報保護のため写真は置いていかない。

再発しない場合

**改善**

繰り返し個別指導を行っても改善されない場合

**文書による勧告**

**内容物調査**

- ① 不適正排出の実績や、巡回、委託業者からの報告、町内会や市民の通報から、内容物調査の場所を把握
- ② 市職員が不適正排出物を事務所等の敷地内に持ち帰る。  
※ 現場にて内容物を確認する場合には、個人情報保護のため、周りに人がいる場合は、内容物が見られないように注意して行います。
- ③ 内容物を調査し、混入物の概要や住所・氏名など排出者を特定できる必要最小限の情報を収集し、写真撮影  
※ 写真撮影はプライバシーに配慮